

○東大阪市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月28日東大阪市条例第34号

改正

平成26年12月24日条例第57号

平成31年3月29日条例第8号

東大阪市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第2条 老人福祉法第17条第1項の規定に基づき定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「養護老人ホーム基準」という。）（第11条第2項を除く。）及び第3条の2に定めるところによる。

(養護老人ホームにおける記録の保存)

第3条 前条の規定にかかわらず、養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 養護老人ホーム基準第9条第2項第1号に掲げる計画 当該計画の完了の日

(2) 養護老人ホーム基準第9条第2項第2号から第5号までに掲げる記録 当該処遇を行った日

(養護老人ホームの運営における暴力団員等の排除)

第3条の2 養護老人ホームにおいては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）をその運営に関与させてはならない。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第4条 老人福祉法第17条第1項の規定に基づき定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）（第11条第2項、第35条第2項、第55条第2項及び第61条第2項を除く。）及び第5条の2に定めるところによる。

(特別養護老人ホームにおける記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 特別養護老人ホーム基準第9条第2項第1号に掲げる計画 当該計画の完了の日

(2) 特別養護老人ホーム基準第9条第2項第2号から第5号までに掲げる記録 当該処遇を行った日

(特別養護老人ホームの運営における暴力団員等の排除)

第5条の2 特別養護老人ホームにおいては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第6条 社会福祉法第65条第1項の規定に基づき定める社会福祉施設（同法第2条第2項第3号の軽費老人ホームに限る。）の設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「軽費老人ホーム基準」という。）（第10条第2項及び第36条第2項並びに附則第5条第2項及び第13条第2項を除く。）及び第8条に定めるところによる。

（軽費老人ホームにおける記録の保存）

第7条 前条の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録について、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 軽費老人ホーム基準第9条第2項第1号に掲げる計画 当該計画の完了の日
- (2) 軽費老人ホーム基準第9条第2項第2号から第5号までに掲げる記録 当該サービスを提供した日

（軽費老人ホームの運営における暴力団員等の排除）

第8条 軽費老人ホームにおいては、暴力団員及び暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第5条及び第7条の規定は、この条例の施行の際現に保存されている記録についても適用する。
- 3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームの居室（特別養護老人ホーム基準第11条第4項第1号イ又は第55条第4項第1号イに掲げる基準に適合しない部分に限る。以下同じ。）に係る基準については、第4条の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」とあるのは「4人以下とすること。」として、本市の基準とする。この条例の施行の日以後に当該特別養護老人ホームの居室の改築（特別養護老人ホームの既存の施設を全て取り壊した後、これと同様の規模の施設を他の場所に新たに建設する場合を含む。）を行う場合の当該居室に係る改築後の基準についても、同様とする。

附 則（平成26年12月24日条例第57号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。